

令和6年度

三沢市立三沢病院
修学資金貸与制度募集要項
(薬剤師・助産師)

【問い合わせ・申請書類提出先】

〒033-0022

青森県三沢市大字三沢字堀口164番地65号

三沢市立三沢病院 管理課 庶務会計係

(代表 0176-53-2161 内線 2122)

【募集対象】

薬剤師又は助産師免許取得後、三沢市立三沢病院において業務に従事しようとする方で、令和6年6月現在、教育機関等(大学等)在学中の方が対象となります。

【選考基準】

申請書類により、成績、志望動機、家族構成及び経済的状况等を総合的に判断したうえで、決定します。(貸与決定は令和6年5月中に通知する予定です。)

【貸与期間】

貸与される方が在学する教育機関等の令和6年6月以降の正規の修学期間。ただし休学又は停学を受けた期間は貸与しません。

【修学資金の貸与額及び支給方法】

貸与額は月額10万円以内とし、学生本人名義の口座へ振り込みとなります。支給日は6月以降毎月21日となりますが、21日が土曜日、日曜日及び祝日の場合はその直前の平日となります。

【募集人員】

薬剤師 2名程度

助産師 1名程度

【募集期間】

令和6年4月22日(月)から令和6年5月10日(金)まで

※郵送の場合は令和6年5月10日(金)必着とします。

【提出書類】

(1)修学資金貸与願書(様式第1号)

(2)教育機関等の在学証明書

修学資金の貸与期間中は毎年、在学証明書の提出が必要になります。

【連帯保証人】

申請には、連帯保証人(保護者1名、独立の生計を営む者1名)の署名・捺印が必要となります。

また、添付書類として、連帯保証人それぞれの令和4年分の所得証明書及び令和5年度の市町村民税の納税証明書が必要となります。

【決定取消、返還、免除等について】

- ① 卒業年次に免許を取得し、三沢市立三沢病院で貸与期間の1.5倍の期間を勤務した場合には返還を全額免除します。
- ② 停職、欠勤、休職、病気休暇等により勤務できない期間がある場合は、その期間を返還免除の条件となる勤務期間から差し引きます。
- ③ 退学や心身の故障、その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき及び修学資金の貸与を辞退したときは、原則として貸与した修学資金を一括で返還していただきます。
- ④ 次のいずれかに該当するときは、貸与を終了し、これまでに貸与した修学資金は、原則一括返還していただきます。

(1)退学したとき。

- (2)心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- (3)死亡したとき。
- (4)修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5)その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなるとき

【問合せ・申請書類提出先】 三沢市立三沢病院 管理課 庶務会計係
電話 0176-53-2161 (内線 2122)